マチナカ拠点形成やマチナカ居住誘導に向けた届出制度

パンフレット(コンパクト版)

(1) 届出制度について

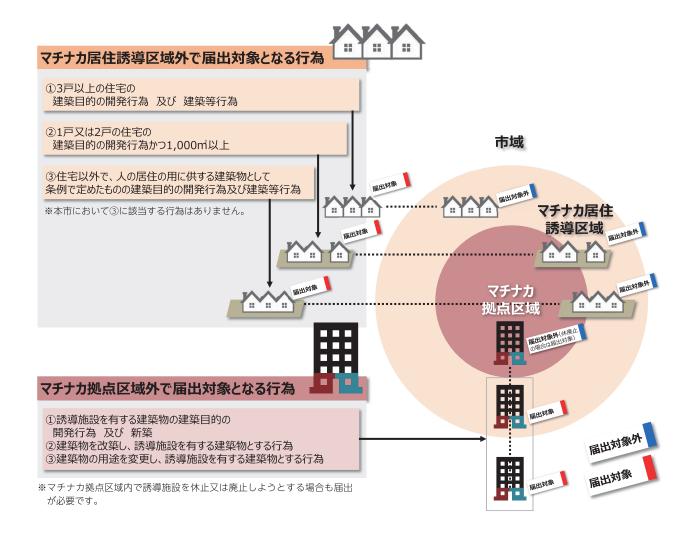
"マチナカ拠点形成やマチナカ居住誘導に向けた届出制度"とは、20年、30年後の都市づくりを見据え、今度想定しえない社会情勢変化等へ柔軟に対応するための準備として実施するものです。なお、下記の届出の対象となる行為に着手する30日前までに届出が必要となります。

本制度は、都市再生特別措置法(以下、「法」といいます。)で定める立地適正化計画に基づく届出制度となります。マチナカ居住誘導区域(法における居住誘導区域)外における住宅開発等の動きや、マチナカ拠点区域(法における都市機能誘導区域)外における誘導施設(法における誘導施設)の整備の動きを把握するための制度で、法に基づき届出が義務付けられています。虚偽の届出や届出をせずに開発行為等を行った場合(ただし、マチナカ拠点区域内での誘導施設の休廃止の場合は除く)には、罰則規定(30万円以下の罰金)が設けられています。

(2) 届出の対象となる行為

マチナカ居住誘導区域外では、法第88条の規定により、以下の行為を行おうとする場合には市長への届出が必要になります。

また、マチナカ拠点区域外では、法第108条の規定により、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合や法108条の2の規定により、同施設を休止又は廃止しようとする場合には市長への届出が必要になります。





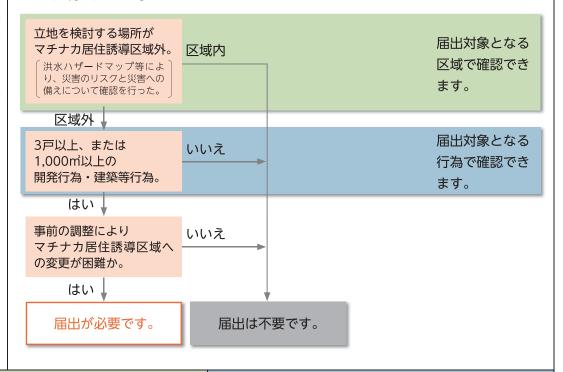
マチナカ居住誘導区域外(居住誘導区域外)における届出

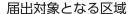
※①~③。都市再生特別措置法における居住誘導区域

マチナカ居住誘導区域(法における居住誘導区域)外では、法第88条の規定により、対象となる行為を行おうとする場合には市長への届出が必要になります。

届出が必要な行為は、右記の届出対象フローに従いご確認ください。

建物を建てる等

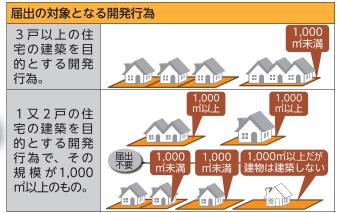




届出の対象となる区域は、マチナカ居住誘導区域 (黄枠内) の外側の区域となります。

届出対象となる行為

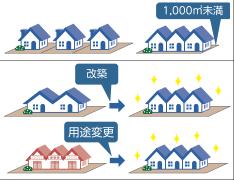
届出の対象となる行為は下表のとおりです。。



届出の対象となる建築等行為

3 戸以上の住宅を新築しようとする行為。

建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為。



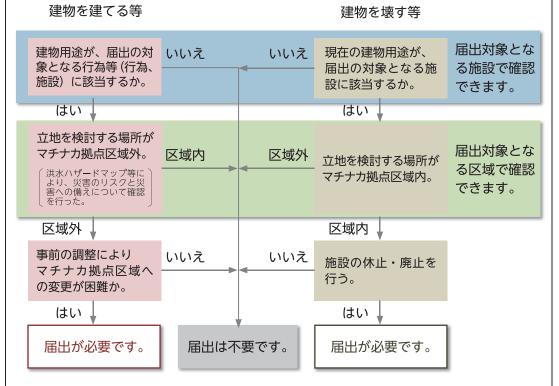


マチナカ拠点区域外(都市機能誘導区域外)における届出

※①~③。都市再生特別措置法における都市機能誘導区域

マチナカ拠点区域 (法における都市機能 誘導区域)外では、 法第108条の規定により、誘導施設を対対を 以下の行為を行おうとする場合や法108条の 2の規定により、同施設を休止又は廃止しようとする場合には うとする場合にはなります。

届出が必要な行為は、右記の届出対象フローに従いご確認ください。



① 届出対象となる施設 ※都市再生特別措置法における誘導施設

複合施設(集合住宅と2機能以上の都市機能を有すること)



集合住宅

2機能以上の都市機能。

そのうち、下表に定めるマチナカ都市機能を1以上有する。

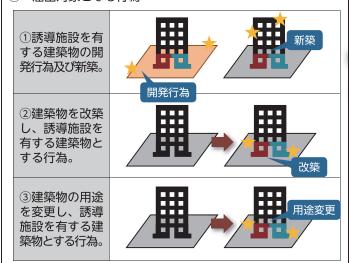
※マチナカ都市機能:医療、福祉、商業、交流、教育機能のこと。医療(病院、診療所)、 福祉(社会福祉施設)、商業(商業施設)、交流(市民交流施設)、教育(幼稚園、保育所)。

都市・広域拠点にふさわしい広域的交流施設



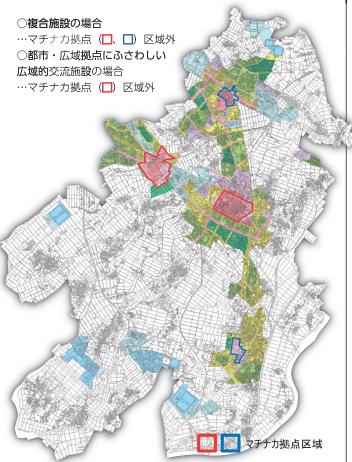
都市・広域拠点にふさわしい 広域的交流施設。

② 届出対象となる行為



届出対象となる区域

届出の対象となる区域は、下記のとおりです。

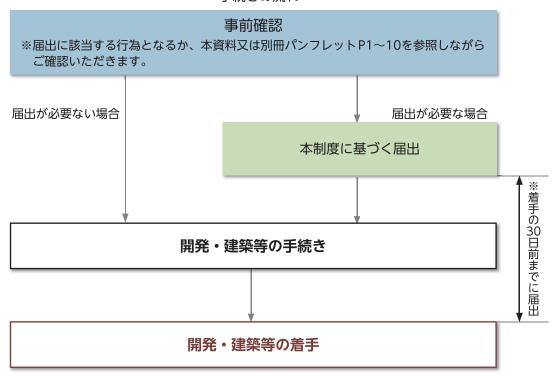




届出手続きの流れ

本届出は、その行為に着手する30日前までに都市計画課へ提出が必要となります。

一 手続きの流れ 一



本資料は「マチナカ拠点形成やマチナカ居住誘導に向けた届出制度」の概要を示すものです。 詳しい届出手続きについては、パンフレット※をご確認ください。

※HP(QRコード参照)http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/toshikeikaku/shinsei/ricchi.html 本届出制度に関する問合せ先 安城市 都市計画課 都市計画係 電話0566-71-2243

